

第2回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年7月29日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名 農地利用最適化推進委員 出席 12名・欠席 1名

○1番 藤原 健祐	×6番 佐藤 良一	○刈谷 哲二	○邑田 昌平	○田村 泰富
○2番 田村 和弘	○7番 横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志	○織田 敦全
×3番 森田 有紀	○8番 横畠 増吉	○田村 宮幸	×澤村 重隆	○北添 秀紀
○4番 氏原 延	○9番 北添 正男	○森 正彦	○山口 修二	
○5番 田村 公史		○野村 隆博	○伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程 日程第 1 開 会
同 第 2 議事録署名委員選任
同 第 3 報 告
同 第 4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件

第2号議案 農地法第5条に関する件

第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 号 その他

同 第 6 号 閉会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第2回農業委員会定例総会を開会します。

本日は3番 森田 有紀 委員と 6番 佐藤 良一 委員、農地利用最適化推進委員の 澤村 重隆 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、1番 藤原 健祐 委員と 2番 田村 和弘 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、7月6、7、9、15、21、22日に令和2年度経営開始型交付金受給者面談が高吾改良普及所において開催され、事務局より前田主任が出席しました。

15日には第2回佐川町農業関係機関連絡会が高吾改良普及所において開催され、事務局より前田主任が出席しました。

20日には組織会が佐川町商工会館2階にて開催されました。

29日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届1件について報告します。

所有者が■■■■の■■■■さん。耕作者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字川原崎■■■■番■■■■他1筆。地目は全て畑で、面積は合計で1, 487㎡。受付日・解約日とも令和2年7月13日で、契約内

容は利用権設定です。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書1件について報告します。
届出人は■■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字西ガハナイゲ■■■■番■■。地目は田で、面積が1, 263㎡。受付日・受理日ともに令和2年6月26日で、登記原因は平成21年5月29日の相続です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件5件を説明します。

7番は、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地は中組字コダチメ■■■■番他7筆で、地目は田が2筆、畑が6筆。面積は合計で3, 274. 68㎡。譲渡理由は売買で、価格が5万円となっています。なお、1508番3と1508番46については、持分1/2の移転です。

8番は、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字梅ノ木■■■■番で、地目は田、面積は1, 237㎡。譲渡理由は売買で、価格が50万円となっています。

9番は、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字大根■■■■番■■■■他2筆で、地目は全て田、面積は合計で1, 498㎡。譲渡理由は売買で、価格が反当20万円となっています。

10番は、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字ブチ岩乙■■■■番■■■■で、地目は畑、面積は82㎡。譲渡理由は売買で、価格が10万円となっています。

10番は沖田春男さん、それ以外は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。
説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

7番について報告します。申請地は■■■■の東端に位置し、以前は柑橘を栽培していた畑で、現在は雑草が茂っています。

譲受人は果樹園として再整備する予定とのことですが、必要な農機具類は今後準備するとのことですが、その経済力はあり、問題はありません。また、地域との調和要件も問題ありません。

4 番氏原委員

8 番について報告します。申請地は■■■■の県道■■■■号線■■■■線交差の信号から、西に20mの■■■■から春日川沿いに北に30mの田で、今は水を貯めています。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、申請地では水稻を来年から耕作する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況も問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

続いて9番について報告します。申請地は県道■■■■号線と■■■■から■■■■への道路の交差する信号から西に20mくらいの道路の南の春日川沿いにある田で、住宅の横に道路があります。譲受人の所有する土地もあるようです。来年から水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、果樹も栽培しています。農機具類も所有し、また世帯の経営状況も問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

10番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■より東へ200mの所の譲受人の家の庭先になります。現在の状況は家庭菜園をされた状態で、引き続き家庭菜園をする予定です。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は

挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第2号議案農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

貸付人が■の■■■さん。借受人が■の■■■さん。土地の所在が字大久保乙■■■番■、地目は田で、面積は200㎡。転用目的は個人住宅の建築で、農地区分は第2種農地となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

申請地は■■■にあり、■■■の西側の土地です。東側は■■■の町道、西側は宅地、南側は貸付人の土地、北側は西側宅地への道路に隣接した土地で、関係者の承諾はいりません。

また、排水設備等にも問題なく、宅地への進入路も確保でき、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画6件について説明します。

95番は利用権を設定する者が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字下池田■■■■番、地目は田で、面積は992㎡。賃貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。借り賃は米1袋となっています。利用期間は令和2年8月1日から令和7年1月1日までの4年5ヶ月間です。

96番は利用権を設定する者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地はニツ野字柳ヶ本■■■■番■■■■、地目は畑で、面積は4,044㎡。使用貸借権の再設定で、作付け予定はショウガ。利用期間は令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間で

す。

97番は利用権の設定をする者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は西山字ソリ田■■■■番、地目は田で、面積は933㎡。賃貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。借り賃は反当たり米2袋となっています。利用期間は令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

98番は利用権の設定をする者が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■組の■■■■さん。利用権を設定する土地は西組字岩佐ノ前■■■■番、地目は畑で、面積は3,041㎡。賃貸借権の再設定で、作付け予定はニラ。借り賃は反当たり5万円となっています。利用期間は令和2年8月1日から令和11年7月31日までの9年間です。

99番は利用権の設定をする者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は西組字丁田■■■■番■■■■で、地目は田、面積は3,006㎡。賃貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。借り賃は米2袋となっています。利用期間は令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

100番は欠番となっています。

101番は利用権の設定をする者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さ

ん。利用権を設定する土地は字西川原丙■■■■番■■で、地目は畑、面積は880㎡。使用貸借権の再設定で、作付け予定はショウガ。利用期間は令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

山口推進委員

95番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■南300mにある田です。

借受人は主に水稻を栽培する酪農専業農家で、申請地では水稻を栽培するとのこと。農機具等も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村泰富推進委員

96番について報告します。申請地は第2次構造改善事業が実施された団地（通称：■■■■）の西側斜面にある畑です。現在はショウガが栽培されています。

借受人は中核農家に該当し、親子間での利用権の設定であり問題ないと思われ。地域との調和要件も問題ありません。

6番佐藤委員

97番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■さんのハウス北側の、田んぼの2枚目が申請地です。現在は水稻を栽培しています。

この土地は以前から耕作しており、また再設定でも有り、機械等も備えており、経営状況も良く、また

地域との調和要件も問題はありません。

野村推進委員

98番について報告します。申請地は■■■■の南東100mの所にある水田です。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地は現在ハウスによるニラを栽培しており、農機具類も所有し問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

続きまして、99番について報告します。申請地は■■■■の西100mの所にある水田です。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を現在耕作しており、農機具類も所有しており、問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

101番について報告します。申請地は■■■■にあり、国道■■■号、■■■■を北に300m行った右側にあります。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家です。申請地ではショウガを栽培するとのことです。農機具類も所有し、全体の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙

手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。
つづきまして、その他に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

先月の総会でお諮りしました、佐川町農業振興地域整備計画の変更の6番の申請につきまして、7月7日に業者側と東側農地所有者、北添会長、事務局で現地で話をするようになっていましたが、東側農地所有者から体調不良による延期の申出がありました。

そのため、代理人である曾根行政書士に業者側の日程調整をお願いしていましたが、連絡がなかなか来なかったのこちらから連絡してみたところ、周辺からの反対意見が多いことと土地所有者から取りやめる意向があったことから、取り下げ願を提出することになる可能性が高いとの返事でした。

このことから、取り下げ願を受理してから、他の案件については町長あてに異議無しの意見書を提出することにしました。

事務局（前田主任）

つづきまして、田畑売買価格の調査について、今年も調査が来ています。昨年度の調査結果を見つけれなかったの、平成30年度の調査結果を議案書に記載しています。今年の各対象地の売買価格についてはどういった感じでしょうか？

議長（北添会長）

全体的に平成30年度の売買価格は高すぎる。随分昔の価格ではないだろうか。今はこの半分以下であ

ろう。明後日までに各農業委員さんは事務局まで価格に関する意見を報告してください。

その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

それでは、以上をもちまして、第2回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は8月28日、金曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

議長（北添会長）

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
